届出の仕組みと方法

届 出 の 仕 組 み と 方 法
（詳しくは、各届出方法の紹介をご覧ください）

（1）届出の仕組み

牛の管理者、農協、家畜市場、と畜場、輸入者など

出生、輸入、異動（転出・転入）、死亡、とさつ

耳標再発行

届 出

請 求

牛個体識別台帳（全国データベース）

・エラーチェック後、届出当日に登録
（FAXによる届出は、届出から登録まで1週間程度）
・登録後は、インターネットで検索可能

・受付後、耳標業者から所属団体を通じて配布
・**再発行請求受付から到着まで3週間程度必要**

登録されたことを通知（音声、メール等）
※FAXによる届出は、出生のみ個体識別番号決定通知書をFAXで送信

届出した内容が正しく登録されたことを確認してください！

（2）届出方法

届出手段	対象者	主な仕組み	登録当日	出生	輸入	転入転出	死亡	とさつ	再発行耳標	修正
①届出Web※3,5	農家、農協、家畜市場、と畜場、輸入者等	Webサイトの専用フォームから複数頭を一括で届出	●	●	●※4	●	●	●	×	×
②パソコン	農家、農協等	Webサイトの専用フォームから届出	●	●	×	●	●	×	●	●
③電話音声応答（CTI）	農家	プッシュフォンで届出	●	●	×	●	●	×	●	×
④携帯電話	農家	携帯電話用Webサイトの専用フォームから届出	●	●	×	●	●	×	●	×
⑤LO※3	農協、家畜市場、大規模農家、輸入者等	専用ソフトとインターネット（メール）により複数頭を一括で届出	●※1	●	●	●	●	●	●	×
⑥ID連携（イントラ報告）※3	と畜場、家畜市場、大規模農家等	専用ソフトとインターネット（VPN回線）により複数頭を一括で届出	●※1	●	×	●	●	●	●	×
⑦FAX	農家、農協等	報告カードをFAXで送信して届出	×※2	●	●	●	●	●	×	×

※1　届出時刻によっては、登録が翌日になる場合があります。
※2　FAXによる届出は手作業で入力しているため、登録まで1週間程度かかります。FAX以外の届出手段のご利用をお勧めします。
※3　届出Web、LO、ID連携（イントラ報告）は、利用者（対象者）により、利用できる機能が異なります。
※4　代行（輸入代理店）による届出はできません。
※5　届出Webは、平成26年4月サービス開始。

① 届 出 W e b （平成26年4月サービス開始）

詳細はこちら → https://www.id.nlbc.go.jp/data/wns.html

こんな方にお勧め

1. 複数頭の届出を行う方
2. スマートフォンやタブレット型PCから行う方
3. 家畜市場取引の報告、輸入の届出、とさつの届出を行う方　など

(ア) 仕組み

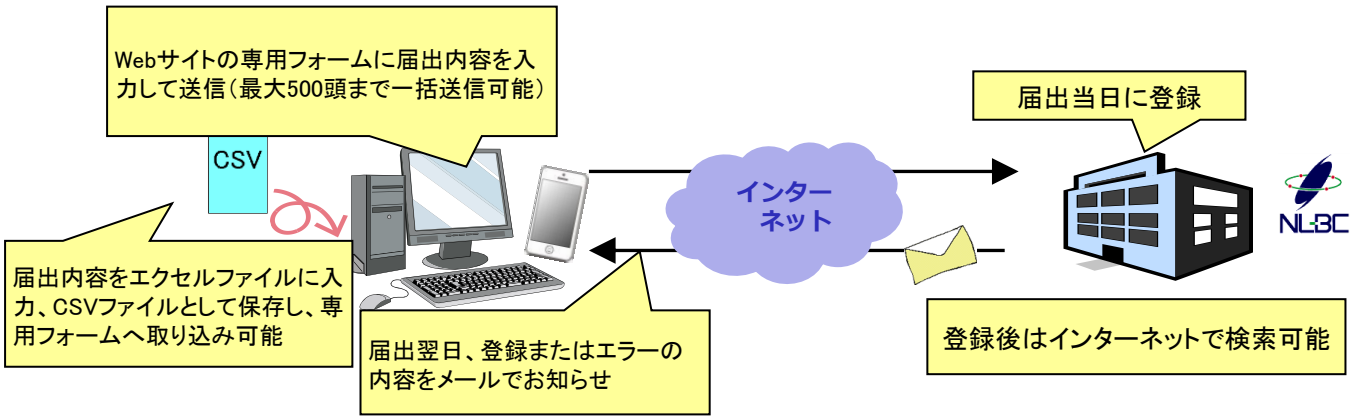

(イ) 主な特徴

① Webサイトの専用フォームに牛（最大500頭まで）の届出内容を入力し、一括送信できます。
② 届出内容を入力したCSVファイルを専用フォームに取り込むことができます。
③ 届出当日に登録されます。
④ 登録・エラーの内容は、メールでお知らせするほか、届出Webの画面上で確認したり、ダウンロードすることもできます。
⑤ 家畜市場からの市場取引の報告、輸入者からの輸入の届出、と畜場からのとさつの届出も可能です。
⑥ スマートフォンやタブレット型PCでもご利用いただけます。

トップ画面

異動の届出画面

※ **上記はシステム画面の一例です。**

詳しくご覧になりたい方は、こちらのページで操作マニュアルがご覧いただけます。

→ https://www.id.nlbc.go.jp/data/wns.html

(ウ) 利用方法

● 利用されたい方は(独)家畜改良センター個体識別部のホームページ（https://www.id.nlbc.go.jp/）にアクセスし、画面右下にあります届出Webシステムの「ご利用はこちら」をクリックし、「初めてご利用の方へ」から利用登録をすることでお使いいただけます。

※ 利用登録する際、農場で飼養している牛の個体識別番号を1頭入力する必要があります。新規就農等で牛の届出を行ったことがない方は、最初の届出を電話音声応答(P15参照)によって行い、牛の個体識別情報検索サービスで登録されたことを確認後、届出Webシステムの利用登録を行ってください。

※ 農協、家畜市場、と畜場等、飼養している牛がいない方は、利用申込書に必要事項を記入して家畜改良センターへメールまたは郵送にてお送りください。
利用申込書の入手、送信先については、
(独)家畜改良センター個体識別部のホームページ
届出(報告)システムについて
(1)届出Web
(https://www.id.nlbc.go.jp/data/wns.html)
へアクセスしてください。

(独)家畜改良センター個体識別部のホームページ
(https://www.id.nlbc.go.jp/)

(エ) 注意事項

1. パスワードはメールでお送りします。(メールを受信できる環境を準備の上、利用登録を行ってください。)
2. メールアドレスはパソコン報告システムと共通になります。届出Webシステムの利用登録を行いますと、パソコン報告システムのメールアドレスは、届出Webシステムのメールアドレスへ変更されます。
3. パソコン報告システムの利用登録を行っていない方が、届出Webシステムの利用登録を行いますと、パソコン報告システムも同時に利用登録されます。
4. 一つのメールアドレスを複数の農家コードで登録することはできません。複数の農場(農家コード)をお持ちの場合は、代表の農家コードを決めていただき、他の農家コードによる届出については、代表の農家コードから代行届出機能(ログインした農家コードとは別の農家コードの届出を行う機能)を利用して届出を行ってください。

   代行届出機能を利用するには、家畜個体識別代行報告システム利用規約を遵守することに同意の上、利用申請書を(独)家畜改良センターに郵送してください。(P23参照)

   【申請書郵送先】

   〒961-8511 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原1

   (独)家畜改良センター　個体識別部　あて

② パ ソ コ ン

詳細はこちら → https://www.id.nlbc.go.jp/pc/help.html

こんな方にお勧め

1. 個体識別台帳に登録されたことを確実に把握したい方
2. 農場内で飼養している牛や在庫耳標を確認したい方
3. 耳標の再発行請求や届出(記録)修正請求を行いたい方　など

(ア) 仕組み

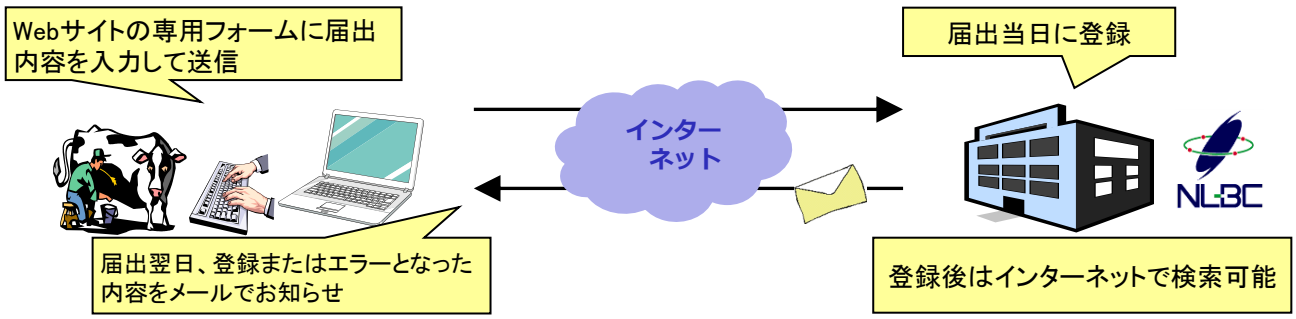

(イ) 主な特徴

① Webサイトの専用フォームに牛の届出内容を入力し、送信します。

② 届出当日に登録となります。

③ 農場内に繋養している牛、在庫耳標のリストの閲覧及びダウンロードを行うことができます。

④ 自分で届出した内容の修正請求を行うことができます。

⑤ 耳標の再発行請求を行うことができます。

⑥ 牛の個体識別番号決定通知書を再取得できます。

⑦ 牛の管理者情報(住所、連絡先、所属団体等)を確認できます(次ページ「(エ)注意事項」参照)。

⑧ 届出の翌日、登録又はエラーとなった内容をメールでお知らせします。

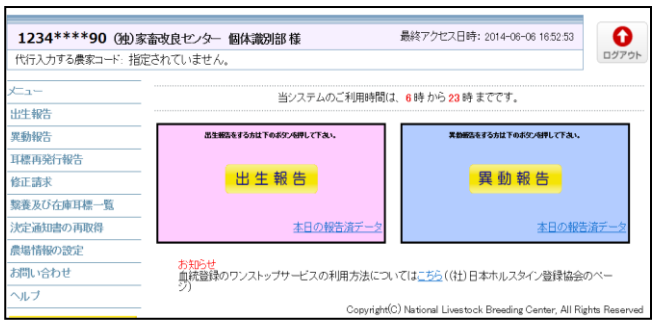

トップ画面

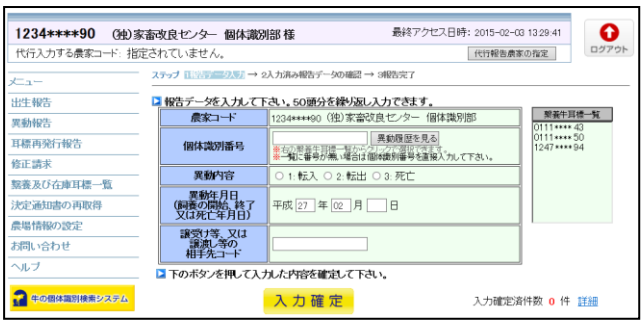

異動の届出画面

※ **上記はシステム画面の一例です。**

詳しくご覧になりたい方は、こちらのページで操作マニュアルがご覧いただけます。

→ https://www.id.nlbc.go.jp/pc/help.html

(ウ) 利用方法

● （独）家畜改良センター個体識別部のホームページ（https://www.id.nlbc.go.jp/）にアクセスし、画面右下にありますパソコン報告システムの「ログイン（報告画面へ移動）」をクリックし、「初めてご利用の方へ」から利用登録をすればお使いいただけます。

※ 利用登録する際、農場で飼養している牛の個体識別番号を1頭入力する必要があります。新規就農等で牛の届出を行ったことがない方は、最初の届出を電話音声応答（P15参照）によって行い、牛の個体識別情報検索サービスで登録されたことを確認後、パソコン報告システムの利用登録を行ってください。

● パソコン報告システムの操作手順につきましては、

届出（報告）システムについて
（2）パソコン

のページに操作マニュアルがございますので、ご利用ください。

（独）家畜改良センター個体識別部のホームページ
（ https://www.id.nlbc.go.jp/）

(エ) 注意事項

1. パスワードはメールでお送りします。メールを受信できる環境を準備の上、利用登録を行ってください。
2. 届出Webシステムを併用される場合、メールアドレスは共通になりますが、パスワードは別となります。
3. パソコン報告では、利用者の個人情報の閲覧や変更、繋養牛の情報が取得できるようになっています。ご利用にあたっては、パスワードの取り扱いに十分ご注意くださるようお願いします。
4. 農協等他者へ届出を依頼する場合は、本冊子の「（３） 届出（報告）を農協等へ依頼する場合（代行報告について）」（P23参照）をご覧ください。

③ 電 話 音 声 応 答（C T I）

詳細はこちら　→　https://www.id.nlbc.go.jp/tel/help.html

届出内容を急いで登録したい場合におすすめです。

(ｱ) 仕組み

音声案内に従いプッシュフォンを操作して届出

公衆回線

入力後、確認のため、届出内容を音声で復唱

ほとんどのエラーは、届出時点でチェック

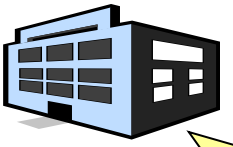

届出当日に登録

(ｲ) 主な特徴

① 音声案内に従い電話機（プッシュフォン）を操作することで届出（報告）できます。

② 届出当日に登録となります（とくに登録をお急ぎの場合におすすめします）。

(ｳ) 利用方法

◆こちらの番号へ電話をかけます。（自動で音声が流れます）

１８６－００３７－８０－１７７７

または、１８６－０２４８－４８－０５９４（携帯・IP電話の場合）

※ ダイヤル回線の場合は、電話機本体のスイッチや【*】を押すなどして、トーン信号が発信可能な状態にしてください。

登録された電話番号の場合

◆ご自身で管理している牛の届出を行う場合は
【1】【＃】を入力

◆代行による届出を行う場合は 【2】【＃】 を入力

◆代行する管理者（ご自身以外）の
【農家コード】【＃】
【パスワード】【＃】を入力

登録された電話番号以外の場合

◆届出する管理者（ご自身）の
【農家コード】【＃】
【パスワード】【＃】を入力

農家コード取得の際に登録された電話番号以外からご利用の場合、農家コードとパスワードの入力が必要になります。

◆メニュー番号を選択入力

出生は 【1】【＃】、 転入は 【2】【＃】、 転出は 【3】【＃】、 死亡は 【4】【＃】、 耳標再発行は 【5】【＃】、
パスワード変更は 【6】【＃】 を入力　以降、音声案内に従い届出を続けてください。

詳しい操作手順はこちらのページにございます。　→　https://www.id.nlbc.go.jp/tel/help.html

●注意事項

１．登録された電話番号（ご自宅の電話番号等）以外からの利用について

農家コードを取得する際に登録された電話番号以外からのご利用の場合、**パスワードの入力が必要です。**

なお、パスワードは電話音声応答から変更することができますので、セキュリティ確保のためパスワードの変更をお勧めします。

２．ダイヤル回線について

ダイヤル回線の場合は、トーン信号が発信するよう切り替える必要がありますので、電話機本体の切り替えスイッチや「＊」を押すなど※して「ピッ、ポッ、パッ」と音が出るよう設定をお願いします（※詳しくは、お使いの電話機の取扱説明書等を参照ください）。

●よくあるお問い合わせ

１．パスワードが変更されて電話音声応答が利用できない

パソコン及び携帯電話での報告（以下「Web報告」といいます。）の利用登録を行いますと、電話音声応答の**パスワードが自動変更され、Web報告のパスワードと同一**になります。

新しいパスワードについては、Web報告利用登録の際に入力したメールアドレスあてに送信されています。

なお、届出Webシステムの利用登録の場合、パスワードは変更されません。

２．登録されている電話番号の変更について

転居等で電話番号が変更となった場合や、携帯電話の番号へ変更されたい場合等は、お近くの**農林水産省 地域センター**へご相談いただき、農家コード取得時に登録された電話番号の変更手続きを行ってください。

登録された電話番号から電話音声応答をご利用いただくと、基本的にパスワードの入力は必要ありません※。

※複数の農場等に同じ電話番号を登録されている場合はパスワードの入力が必要です。

④ 携 帯 電 話

詳細はこちら → https://www.id.nlbc.go.jp/data/keitai.html

※携帯電話の操作については、機種毎に異なりますので、携帯電話ショップなどにお問い合わせいただくようお願いします。

携帯電話のカメラ（ﾊﾞｰｺｰﾄﾞﾘｰﾀﾞｰ）で読み取ってください。

(ア) 仕組み

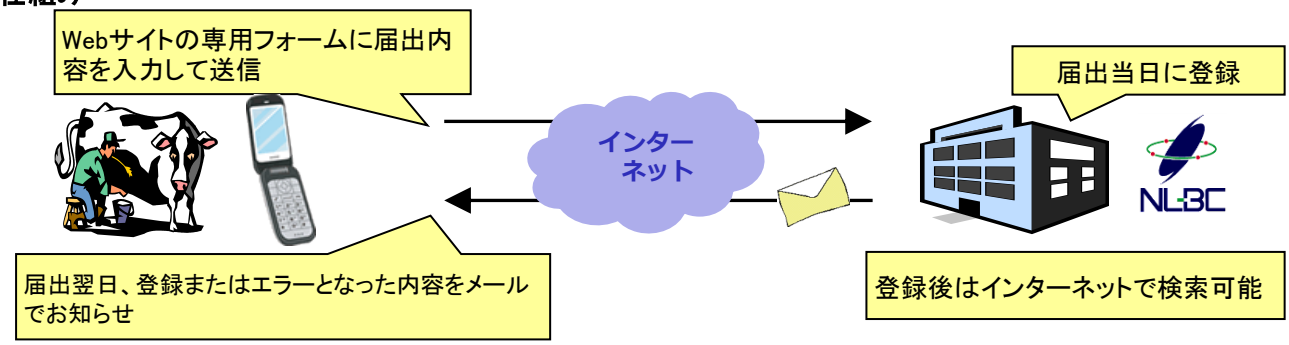

(イ) 主な特徴

① 携帯電話用Webサイトの専用フォームに牛の届出内容を入力し、送信します。
② 牛舎や農場、外出先から届出することができます。
③ 届出当日に登録となります。
④ 農場内に繋養している牛、在庫耳標のリストを閲覧することができます。
⑤ 耳標の再発行請求を行うことができます。
⑥ 届出の翌日、登録又はエラーとなった内容を電子メールでお知らせします。

(ウ) 利用方法

http://www.id.nlbc.go.jp/report/ へアクセスしてください。

上記バーコード（QRコード）を使ってアクセスすることもできます。

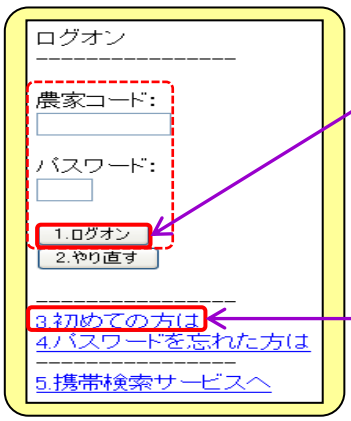

利用登録済みの方は、農家コードとパスワードを入力し、ログオンボタンを押してください。

初めてご利用の方は、こちらより利用登録を行ってください（**パソコン報告システムの利用登録済みの方は、利用登録不要です**。パソコン報告システムのパスワードでご利用いただけます）。

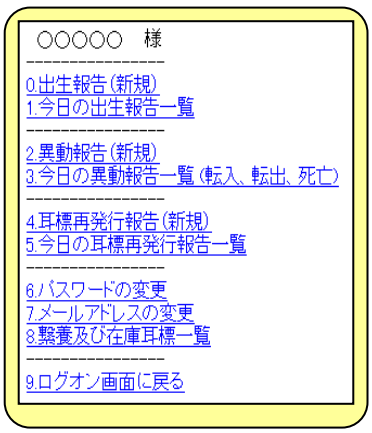

ログオンするとこのような画面になります。

利用したいメニューを選択し、届出等行ってください。

詳しい操作手順はこちらのページにございます。 → https://www.id.nlbc.go.jp/data/keitai.html

⑤　ＬＯ

詳細はこちら　→（https://www.id.nlbc.go.jp/data/lo.html）

(ア) 仕組み

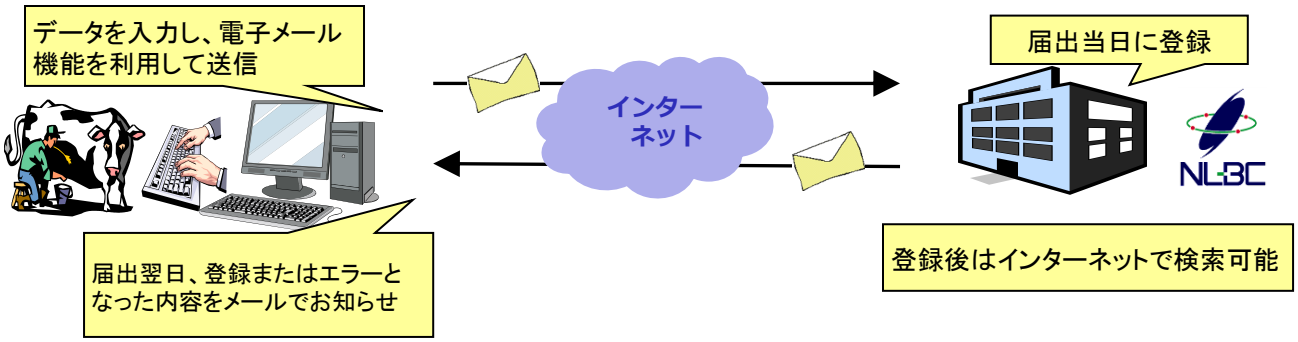

(イ) 主な特徴

① 複数頭の届出内容を入力し、電子メール機能を利用して届出（報告）するシステムです。

② 届出当日中に登録となります。

③ 耳標の再発行請求が行えます。

④ 登録・エラーの内容は、届出の翌日にメールでお知らせします。

⑤ ハンディターミナル等※を利用して、耳標のバーコードから個体識別番号を読み取り、パソコンに取り込むことができます。

※推奨機種については、P21の「●注意事項」を参照してください。

なお、LOでは個体識別番号の読み取りにスマートフォンをご利用できません。

データ入力画面の例（異動報告カード画面です）。

(ウ)利用方法

① 利用するには、専用のソフトとファイル(ユーザー登録キーファイル)が必要になります。

② こちらのページの「 2.利用手続き 」より利用申請書を入手の上、必要事項を記入、押印し、家畜改良センターあてに郵送してください。

→URL: https://www.id.nlbc.go.jp/data/lo.html

郵送先: 〒961-8511 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原1
(独)家畜改良センター 個体識別部 あて

③ ユーザー登録キーファイルは家畜改良センターにて作成し、メールでお送りします(ファイル名: LO_SYS.KEY というファイルをメールに添付してお送りします)。専用のソフトおよびマニュアルはこちらのページからダウンロードできますので、ユーザー登録キーファイルが届きましたら、ご自身でセットアップを行ってください。

→URL: https://www.id.nlbc.go.jp/manual/lo2.html

なお、LOの動作環境は以下のとおりです。

・OS: Windows Vista、 Windows 7、 Windows 8、Windows 8.1

●注意事項

1. ユーザー登録キーファイルがメールで届きましたら、所定の場所へ保存してください。
   保存場所は、通常、マイコンピューター → Cドライブ → LO_SYSTEM → BIN フォルダ内 です。
   なお、ユーザー登録キーファイルを開くことはできません。
2. LOを複数のパソコンにインストールして利用すると、届出したデータが登録されない等トラブルの原因となることがあります。
3. Webメールではお使いいただけません。

●よくあるお問い合わせ

1. メールアドレスの変更について

LOで利用しているメールアドレスが変更になる場合は、ユーザー登録キーファイルも変更する必要があります。
専用の「お問合せ様式」へ必要事項を記入して、(独)家畜改良センター(id@nlbc.go.jp)に送信しご連絡ください。
「お問合せ様式」は、こちらのページの4. より入手できます。
→URL : https://www.id.nlbc.go.jp/data/lo.html

2. 「センターへの通信に失敗しました」というメッセージが表示された場合

LOの環境設定が正しく入力されていない可能性があります。
詳しくは、こちらのページを参照の上、設定をご確認ください。
→URL : https://www.id.nlbc.go.jp/pdf/lo_trouble.pdf
なお、お使いのメールの送信環境は、契約しているプロバイダーまたは組織内のネットワーク担当の方にご確認いただくようお願いします。

⑥ ＩＤ 連 携（イ ン ト ラ 報 告）

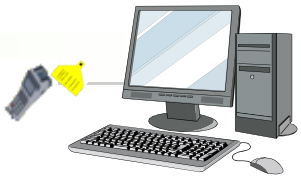

詳細はこちら　→（https://www.id.nlbc.go.jp/data/IDS.html）

(ア) 仕組み

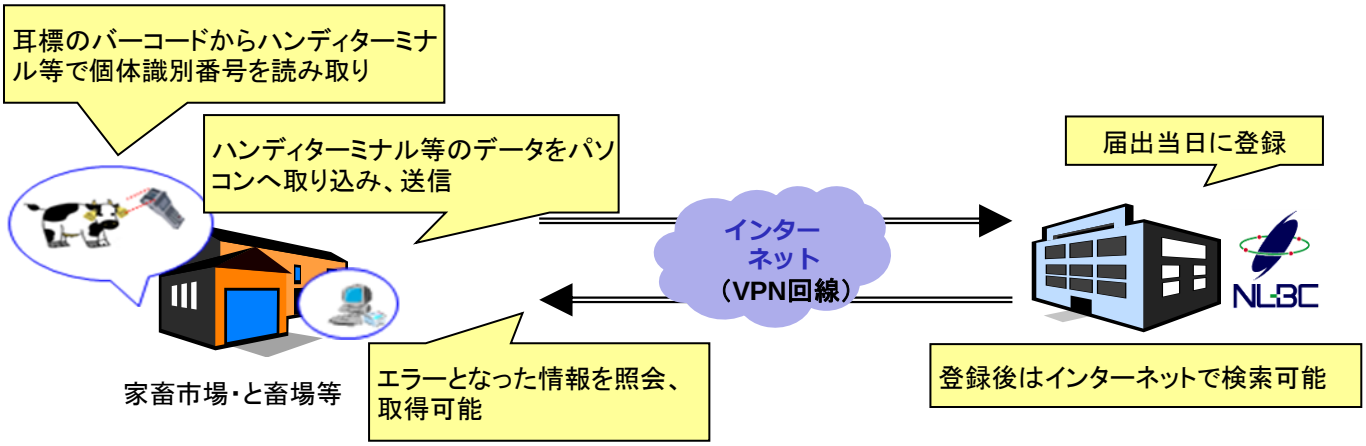

(イ) 主な特徴

① ハンディターミナルやスマートフォン等を用いて、耳標のバーコードから個体識別番号を読み取り、パソコンに取り込むことができます。

※推奨機種については、P21の「 ●注意事項」を参照してください。

② VPN回線を利用して、牛の履歴情報を検索および取得することができます。

③ おもに、家畜市場、と畜場で利用されています。

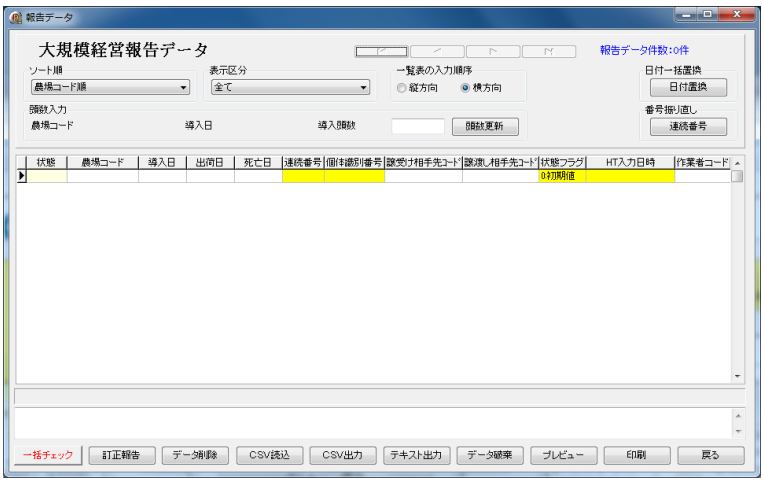

データ表示（入力）画面の例（異動の届出用の画面です）。

(ウ)利用方法

① 利用するには、専用のソフトが必要になります。

② 専用のソフトは、補助事業により事業実施主体から利用者へ無償貸与されます。利用を希望する方は、事業実施主体へお問い合わせください(お問い合わせ先は本頁下をご覧ください)。なお、申請書は、こちらのページでも入手できます。

→URL: https://www.id.nlbc.go.jp/data/IDS.html

③ 申請書を提出しますと、事業実施主体から、専用ソフト、マニュアル、ネットワークに関する案内等が送付されます。

④ 専用ソフトのセットアップは、事業実施主体からサポートを受けてご自身で行っていただくこととなっています。

なお、ID連携(イントラ報告)の動作環境は以下のとおりです。

・OS: **Windows Vista、 Windows 7、 Windows 8、Windows 8.1**

●注意事項

1. 専用ソフト以外の物品(ハンディターミナル等)は利用者にて購入していただくことになります。
2. ハンディターミナル等の推奨機種は以下のとおりです。これ以外の機種の動作確認、検証は行っておりません。
   - **●ALF ARK-7000X(株式会社アルフ)**
   - **●Pocket@iEX (NECインフロンティア株式会社)**
3. 推奨機種以外のハンディターミナル等をご使用された場合の不具合やバーコードの読み取りエラー等については、サポート対象外となります。
4. ネットワーク回線の経費等、ご利用に当たって発生する経費は全て利用者で負担していただくことになります。

(情報提供元:(一社)家畜改良事業団 情報分析センター 家畜個体識別センター)

●よくあるお問い合わせ

1. ハンディターミナル等の物品や、スマートフォン用アプリの入手方法について

事業実施主体まで、お問い合わせください。

2. ハンディターミナル等の物品の不具合等について

上記「●注意事項」に記載の推奨機種については、事業実施主体へお問い合わせください。それ以外の機種については、各メーカーへお問い合わせ願います。

3. パソコン及びネットワークの変更について

利用開始後、パソコンやネットワークの変更をされる場合は、ID連携(イントラ報告)の再セットアップ等が必要となります。変更の2～3週間前に事業実施主体へご相談いただくようお願いします。

【お問い合わせ先】
(一社)家畜改良事業団 情報分析センター 家畜個体識別センター
TEL:0248－48－0592

⑦ ＦＡＸ

詳細はこちら　→（ https://www.id.nlbc.go.jp/data/fax.html ）

(ｱ) 仕組み

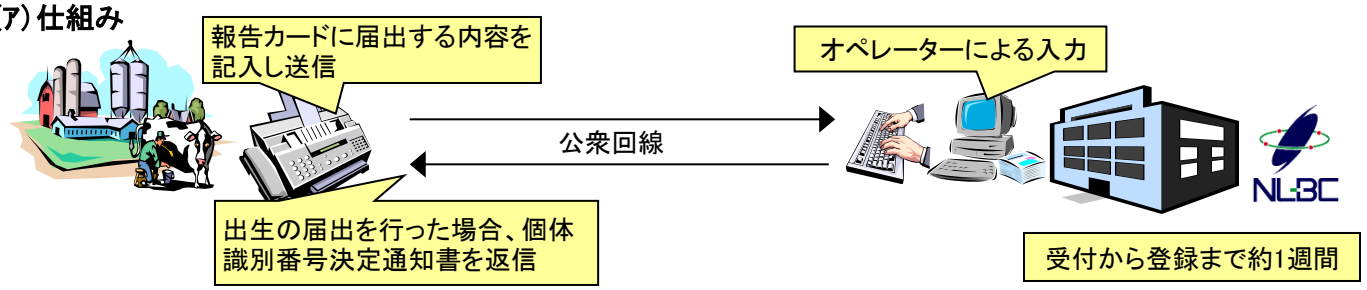

(ｲ) 主な特徴

① 報告カードに届出内容を記入しFAXで届出（報告）するシステムです。
（報告カードに届出内容を記入して郵送されたものは受付していません）
② 報告カードは、1頭ごとに報告する様式、複数頭数（10頭まで）を一括して報告する様式があります。
③ FAXの内容はオペレーターが入力しているため、受付から登録まで1週間程度かかります。

(ｳ) 利用方法

専用の報告カードに届出する内容を記入し、以下の番号へFAXしてください。

FAX：186-0037-80-2525（専用ダイヤル）

FAX：186-0248-48-0593（上のFAX番号がつながらない場合）

●注意事項

１．送信ミスの防止について

① 裏面で送信されている場合があります。表面、裏面をよく確認してから送信してください。
② 複数枚送信する場合、2枚重なって送信されていることがあります。
③ 送信された後は「送信エラー」となっていないか確認し、「送信エラー」であれば、再度送信してください。

２．報告カードの入手方法

報告カードは、通常耳標と一緒に同梱して配布されていますが、報告カードの在庫が少なくなった場合は、コピーして使用してください。又は、最寄の農林水産省 地域センター等にも保管されておりますので、お問い合わせください。

なお、報告カードはこちらのページからも入手できます。

→URL：https://www.id.nlbc.go.jp/data/fax.html

３．届出（報告）後、１週間経過しても登録が確認できない場合

（独）家畜改良センターにお問い合わせください。

TEL：186－0248－48－0596

なお、**早く確実に登録されたい方は、届出Webシステム、パソコン報告システム、電話音声応答システム等をご利用いただくことをお勧めします**。

（３）　届出（報告）を農協等へ依頼する場合（代行による届出について）

牛トレーサビリティ制度では、牛の管理者（農家）自身が届出（報告）を行うことになっております。しかし、届出（報告）行為を農家から農協等に依頼し、依頼を受けた農協等が代わって届出することも可能です。

代行で届出をする場合は、**農家と農協等との間で、あらかじめ書面（代行報告依頼書）を取り交わしておいてください**（下記記載例参照）。

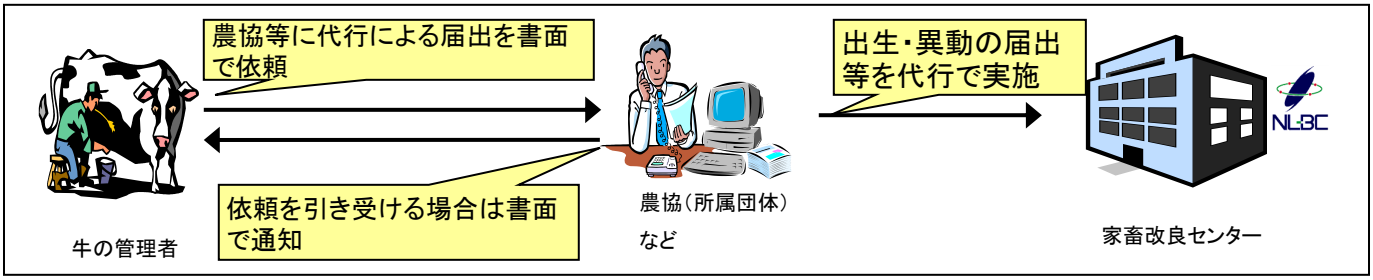

●代行報告依頼書の記載例について

代行報告依頼書

平成　年　月　日

○○農協（△△協会等）
組合長（会長等）○○ ○○　殿

依頼者氏名又は名称　　印
住　所
電話番号

「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（平成15年法律第72号。以下「法」という。）に基づく牛個体情報の届出について、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで、貴農協（協会）に代行していただくことを依頼します。

代行報告依頼引受書

平成　年　月　日

○○○○　殿

○○農協（△△協会等）
組合長（会長等）　　印
住 所
電話番号

平成○年○月○日付けにて依頼された代行報告依頼を引き受け、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで代行報告を行います。
また、依頼された代行報告についてはその都度結果を報告いたします。

（正副2部用意し、依頼者側と代行報告者側で保存をする。）

① 上記は記載例です。代行で届出を行う場合は、農家と農協等との間でトラブルが起きないよう、記載内容について双方で内容を確認し、書面で取り交わしておくようお願いします。

② なお、取り交わした書面（代行報告依頼書）を（独）家畜改良センターに提出する必要はありません。各農協等で保存しておいてください。

●代行による届出を引き受ける農協等へ

① **届出Web、パソコン報告、携帯電話報告**、および**ＩＤ連携（イントラ報告）**にて代行で届出を行う場合は、**（独）家畜改良センターへ「家畜個体識別代行報告システム利用申請書」の提出が必要**です。

詳しくはこちら　→　https://www.id.nlbc.go.jp/data/syorui_dairi.html

② 届出（報告）の内容に間違いの無いよう確認を行うとともに、農家との間にトラブルが起きないよう、上記記載例を参照し、**代行で届出することについて農家と書面で取り交わしておく**ようお願いします。

③ 農家の**個人情報の取扱いに十分ご注意**くださるようお願いします。